

北野剛 提出 学位申請論文（課程博士）

『明治・大正期における日本の満蒙政策』

論文の内容の要旨

本論文は、日露戦争前後から大正末期の帝国経済会議・関税特別会議に至る時期の、日本の満蒙政策の解明を課題とし、三部構成、八章と補論及び序論・結論から成っている。

第一部「日露戦後における日本の満洲経営体制確立と国際秩序」では、大連税関の設置経過と租借地・満洲経営構想、通商相手国としてのロシアとの通商条約改定交渉、土地商租権問題・満洲内地居住問題に通じる防穀令問題を検討するこ

とにより、日露戦争後の国際環境と関連付けて満洲経営体制の確立過程を明らかにすることを課題とする。第二部「辛亥革命後における満蒙問題と二十一カ条要求の形成」では、辛亥革命勃発直後から本格化する満蒙問題解決への試み、すなわち対華二十一カ条要求第二号（満蒙条項）が形成される過程を、陸軍と外務の政策担当者の構想、満蒙内地居住問題などを通じて明らかにすることを課題とする。第三部「『国策』と満蒙」では、満蒙がいかなる意味で「生命線」になるのかを、「国策」をキーワードとして、羊毛、東亜勸業株式会社、満洲米輸出問題を取り上げて検討する。

以下、簡潔に内容を述べる

第一部第一章「満洲開放と大連税関の設置経緯」では、日露戦争後の日本の満蒙政策のうち、南満洲鉄道・関東都督府に関する研究はなされているが、関東租借地の経営、すなわち大連開放に際してどのような租借地経営方針を作成したのかは明らかになっていないとして、大連税関設置問題を通じて満洲経営構想を解

明することを課題とする。満洲占領地に対する日本の施政への列国の批判に対し、日本は門戸開放・機会均等などと同時に、大連を満洲貿易の拠点とする大連中心主義をとり、平時に移行するために税関設置を迫られる。税関設置に際して、露清国境への税関設置、税関運営方法などが大きな問題になったが、日本は関税収入の多さよりも、租借地全域を関税免除地域とし、租借地そのものの経済発展を重視し、それが後の大連の経済的発展をもたらしたとする。

同第二章「戦後秩序の形成と日露通商航海条約改定」は、日露開戦に伴って廃棄された通商条約の再締結に際し、日本が講和条約や満洲に関する日清条約によって得た権益を、いかに国際秩序の中に組み込もうとしたかを明らかにすることを課題とする。日本は、ロシアが一九世紀中期以来、鉄道建設や関税免除によって積極的に満洲に進出してきたことに着目し、新条約締結交渉に際し、陸路で国境を接している清国と同様の待遇を求めるなど、極東露領への経済進出に積極的姿勢を示した。ロシアは日本の要求に警戒感を示し、露清間陸路貿易関税免除の

廃止やウラジオストクの自由港廃止など、消極的・防衛的指向を示した。日本は改定交渉に際し、極東露領をも視野に入れた南北間通商活性化を目指したが、それは閉ざされ、ウラジオストクと競合関係になっていったとする。

同第三章「防穀令をめぐる日清関係」は、明治末期以来外米輸入が不可欠になった日本にとり、中国からの輸入は食糧政策上重要な位置を占めるが、防穀令をとっていた中国が雑穀輸出を解禁する経過を見ることにより、日本にとっての満洲の位置づけを明らかにすることを課題とする。列強は一九世紀中期以来、清国に自由貿易を強要してきたが、米・雑穀を対象とする防穀令は、凶作など人道にかかわる場合以外、国内の強い抵抗により、維持されてきた。日本は、日露戦争善後処理交渉に際して、満洲に開発の見地から防穀令解禁を求めなが果たせず、その後露清国境の北滿税関設置に際して、満洲産雑穀の露国への輸出が認められたことを根拠として大連からの雑穀輸出が実現する。こうして満洲の富源の開発への期待が高まっていったことを明らかにする。

第二部第一章「辛亥革命後における満蒙政策の形成」は、革命後、満蒙独立など積極的対立政策をとる陸軍参謀本部と武力干渉を否定する外務省や・西園寺公望などの路線が対立し、山本内閣期には後者が、第二次大隈内閣期には加藤外相が主導して前者が主流となっていくという通説を、宇都宮太郎文書によりつつ、批判する。中華民国政府承認の求めに対し、英・露が利権の確認を求めの中で、日本は東部内蒙古における特殊地位の実体化、満洲における特殊地位の保全を課題としていた。外務省政務局長阿部守太郎が作成した基本方針は、武力行使を否定し、通商拡大・利権獲得を目指す経済的平和路線であり、強硬派とされている宇都宮も倉知外務次官・阿部との協議を行い、外務と齟齬しない、民国政府承認と引き換えに居住権拡大や特殊地位を認めさせる方針だったとする。

同第二章「内地居住問題と二十一カ条要求」は、二十一カ条要求については高い関心がはらわれてきたが、要求が形成されるまでの政治的経過や背景については、十分に解明されていないとして、それを現地状況と国際関係に注目して明

らかにしようとする。同要求の甲案・乙案に記された内地雑居・土地所有権・農業合弁権など、「農業」をキーワードとして、この時期までに進展していた満洲における水田農業の展開、日本人による土地所有と満洲内地雑居問題を具体的に明らかにする。これらの既成事実を権益として獲得するために、奉天省借款が活用され、その中で二十一カ条要求の原案ともいべきものが作成されてゆくが、中国政府は農業合弁には強く反対していたことを指摘する。

同補論「二十一カ条要求交渉の一側面」では、中断していた日本人による水田事業、居住権拡大を、公使の稟議により加藤外相のもとで二十一カ条要求の一環として提出した後の、居住権・農業権の協議の経過について述べる。中国は合弁での農業権は認め、商埠地の増設により日本の要求に対応しようとするが、日本は商埠地を前提にすることにより領事裁判権を維持しつつ内地雑居を進め、また事実上の購入となる永租を求めて対立するが、日本の最後通牒により、中国は日本の要求を認める。この内地雑居や居住権を巡る交渉は、満洲における日本の発

展の方向そのものであることが強調される。

第三部第一章「羊毛自給と満蒙」では、第一次世界大戦後、総力戦体制の形成、そのための資源問題とその自給体制確立が課題になるが、満蒙との関連で大戦中に供給問題を生じた軍需物資の一つである羊毛を取り上げ、自給体制形成に満蒙がどのように位置づけられたかを検討する。大戦勃発後、英国が英国産に続き豪州産・南阿産羊毛も輸出を厳しく制限してくるのに対し、日本では満蒙を含む中国産羊毛に着目し、外務・陸軍の主導により南蒙の綿羊改良などの羊毛自給策を閣議決定して推進するが、大戦終了後には英国依存に回帰し、満蒙毛織・東亜勸業などの事業も不振になったとする。

同第二章「東亜勸業株式会社設立に関する一考察」では、一定の研究のある東亜勸業株式会社の設立過程を、日本の満蒙政策の観点から位置づけなおすことを課題とする。第一次世界大戦時の好況に際し、南満洲製糖・満蒙毛織の設立や東洋拓殖の満洲進出など国策的機関の設立・進出が見られたが、それらと並んで満

洲米日本向け輸出・水田農業・在満朝鮮人雇用を目的に、政府からの補助も期待して満洲勸業株式会社創立が目論まれるが、とん挫する。他方、満鉄・東拓は日本の満蒙における発展をにらんで積極的に土地を購入し、また大倉と張作霖との間では合弁事業計画が進んでいた。一九二二年末に設立された東亜勸業は、在満朝鮮人救済・満洲における大規模な土地所有という面と同時に、戦後不況の中で、不良資産化し、経営方針の消極化により整理を迫られていた、満鉄・東拓の事業整理の一環でもあったことを明らかにしている。

同三章「満洲米輸入交渉とその展開」では、防穀令問題がどのように解決されたかという問題と共に、食糧政策という長期的国家ビジョンの中に満洲がどのように位置づけられたかを、国内政策・対外政策・満洲現地の状況から検討する。日露戦後満洲に移住してきた朝鮮人によって満洲の水稻が発展し、日本の食糧不足と相まって満洲米の輸出解禁が求められるが、碎き米に限定されていた。日本では食糧問題の根本的解決策が模索され、原内閣期に満洲米の重要性は否定さ

れ、むしろ国内農業への脅威と認識される。ワシントン会議では防穀令撤廃を要求するがごり押しはできず、関税特別会議に向けての国内調整では、原料品・食料品の輸出自由という基本方針から米穀を除外し、防穀令問題は消滅する。しかし、満洲現地においては米作の発展による輸出圧力は強まり、朝鮮への密輸という形で解決されるとする。

結論では、第一部から第三部までの各章で明らかにしてきたことを整理するとともに、第一部では日露戦後の国際環境の中から日本の満蒙政策が形成され、満洲の農業・土地がキーワードとなってくる点が強調される。第二部では既成観念、即ち外務・陸軍の対立、積極・消極の対立といった二項対立的に捉えるのではなく、広い視点からの再構築の必要性を強調し、満洲現地に即しつつ検討することの重要性を強調する。さらに第三部では、国策が満蒙に及んでいく過程を考察したが、国策を正面から受け止めるだけでなく、国策の利権化、利害関係といった面にも目を向けるべきこと、現地に即した国策の内容、その実現の成否を組み込

んだ検討の必要性を主張する。

論文審査の結果の要旨

本論文を構成する各章は、学外の定評ある学術雑誌や学内でもレフリー制の整った雑誌に掲載された既発表論文からなり、唯一つ未発表の章も有力な学会誌に投稿済みの論文であり、それぞれ完成度が高い。

序章において論者が述べているように、「満蒙問題」は満洲事変発生 of 歴史的必然性、さらには「太平洋戦争への道」の出発点として位置付けられ、多くの一般的な関心を引きつけてきた。学問的にも重要な研究対象となり、古くから、満洲事変、太平洋戦争に至る道を解明する外交史研究の角度からなされてきた。近年、満蒙政策を当時の政軍関係、東アジア国際関係の中で論じる研究も盛んになってきたが、これらの研究は満蒙を単なる外交課題として位置付けており、「日本にとっていかなる存在であり、どのような意義があったのか」という視点を欠

いていると批判する。一方、満蒙を研究対象としたかつての帝国主義論的植民地研究や近年の「帝国史研究」は、国内政治・国際政治の視点を欠いたものであると批判し、日本にとっての満蒙の位置を中心に置きながら、国際政治・国内政治的視点を導入して日本の満蒙政策を論じると、明確な視点を打ち出している。

細かな研究史整理は各章で行われているが、ここで述べられている大きな潮流はその通りであり、そこに満洲の現実的役割を踏まえて議論していくという論者の視点は有効であると考えられる。

第一部第一章の、国際環境の中での日露戦後処理、租借地と大連の位置づけ、そしてそれが後の時代に及ぼす影響、などの指摘は説得的である。第二章の、日本はロシアの北滿進出を十分に研究して対滿洲政策を立案し、またロシアも日本の政策に対する強い警戒心を持ちつつ極東露領の経営にあたっている点の指摘も興味深い。論者は、満蒙問題のキーワードになる農業・内地雜居問題に切り込む手掛かりとして防穀令を取りあげている。防穀令が日本の食糧問題という国内問

題だけでなく満洲の農業発展、ロシアの需要といった多面的な問題をはらみつつ取り上げられているのも興味深い。

第二部第一章は、当時の陸軍の対中政策の中心であった宇都宮太郎文書の活用と、従来から知られている外務省関係史料との突き合わせにより、辛亥革命後の対中国政策の形成、対華二十一カ条要求作成にいたる経過を明らかにし、強硬・穏健といった二項対立的な通説的理解を大きく覆す内容となっている。また第二章は、日露戦後の朝鮮人・日本人進出後の満蒙の状況を踏まえ、第二号要求が形成される過程を描いている。

第三部第一章は、日本に欠如している富源の一つを満蒙に見出した軍部や政府が、どのようにそれを確保しようとしたのかの事例分析として優れた内容である。第二章は、日露戦後から第一次大戦期の満蒙でどのような動きがあったかを大きくとらえるとともに、「国策」とは何であったかを再検討させる内容となっている。第三章は、農業・食料といった面に関して、満蒙とは日本にとって如何

なる意味を有していたかを明らかにしている。

本論文を構成する各章は、上記したように、明確な主題を持ち、それぞれが現在の研究状況の中で、高く評価される内容と結論を有している。ただ、本論文が個別論文の集合であるための問題も生じている。国内政治への論究、あるいは関係論的視点の希薄さが目立つ章などがあり、必ずしも統一的な視点に貫かれているわけではない。また「国策」という言葉に重要な意味が置かれているが、これに関してもより踏み込んだ議論が必要であろう。さらには論者が言う政策担当事者の「満蒙」「満蒙問題」は明らかになっているが、当時及びその後の世論あるいは政策担当者のそれとのかい離の有無なども問題になってこよう。

論者が意識的に導入している国内政治の視点、国際関係論的視点は、近年の多くの研究者も同様であるが、現地の状況を踏まえた政策形成、国際関係論的視点というのは、独自の視点であり、それが本論文の一番のメリットとなっている。日中関係史・満蒙政策史の研究は多くの成果を生んできたが、もう一段の高み、

豊かさを生むには、論者が導入した視点が不可欠であり、このような方法論を導入した研究が今後主流になっていくものと思われる。こうした観点から、本論文は高い評価を与えることができる。

よって本論文の提出者北野剛は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

平成二十三年二月十八日

主査 國學院大學教授 上山和雄 ⑩

副査 國學院大學准教授 樋口秀実 ⑩

副査 麗澤大學教授 櫻井良樹 ⑩

北野 剛 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十二年十二月二十二日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	上山和雄	印
副査	國學院大學准教授	樋口秀実	印
副査	麗澤大学教授	櫻井良樹	印